# 産炭地域振興臨時措置法附則第六項前段に規定する地区を定める政令 （平成十二年政令第五百三十五号）

産炭地域振興臨時措置法附則第六項前段に規定する政令で定める地区は、この政令の施行の日における次の表に掲げる市町村又は郡の区域とする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。